

「大垣警察市民監視事件」これまでの取り組み

【取り組み】

- ① 2014.7.29 県警本部長に対する抗議・要求書の提出
- ② 2014.7.29 公安委員会に対する抗議・要求書の提出
⇒ 2014.11.10 公安委員会からの示唆により警察法 79 条の「苦情申出」に変更
- ③ 2014.7.29～8.1 県個人情報保護条例に基づく県警本部長に対する本人開示請求
- ④ 2014.11.10 岐阜地方検察庁への地方公務員法違反の告発
- ⑤ 2015.1.22 シーテック社に対する証拠保全の申立て（国賠請求の準備）

【結果】

- ①－(2014. 11.19) ②－(2014.12.5)
→大垣警察署員の行為は「通常行っている警察業務の一環」との回答。
さらに、参議院内閣委員会での警察庁警備局長の答弁も同様。
「一般に警察は、管内における各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性につきまして、つまり各種事業というのは、そういう風力発電事業でありますとか道路工事業とか様々な事業があると思いますけれども、そういう各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しております、そういう意味で、必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている業務の一環だということでございます。」（2015年6月4日の参議院内閣委員会の議事録）
- ③ →非開示決定（存否応答拒否）（2014.8月上・中旬）
→行政不服審査法に基づく審査請求（2014.10.10）
→個人情報保護審査会での審査→口頭意見陳述（2015.4.15）
→答申（非開示を是認）（2015.9.11）
→審査請求棄却（2015年10月9日）
（開示すると「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼす恐れがあると認めることに相当の理由がある）
- ④→受理（検察官が捜査）→不起訴裁定（2015年12月14日）
→担当検察官の説明（2016.3.10）
（地方公務員法上の「秘密」（非公知の事実）に当たらない）
- ⑤→「議事録」その他の証拠保全を実施

★ 違憲訴訟（国家賠償請求訴訟）に向けて

これまでの取り組みで明らかになった警察の主張
沈黙→正当化（通常行っている警察業務の一環）
警察が秘密（非公知）とはいえない情報を集めて、情報交換することのどこがいけないか。